令和８年度　東村山市立南台小学校　学校いじめ防止基本方針

１　基本的な考え方

いじめは，いじめを受けた子供の心に永く深い傷を残すものであり，いじめはどの学級にも起こり得るという認識の下，日常的に未然防止に取り組むとともに，いじめを把握した場合には学校が総力をあげて速やかに解決する。とりわけ，子供の尊い命が失われることは決してあってはならないことであるため，早期発見・早期対応を基本とした次のような取り組みを講じていく。

（１）いじめを生まない，許さない学校づくり

＜いじめについて，児童の理解を深める＞

・子供たちがいじめについて深く考え理解するための取り組みとして，道徳の授業や児童会等による主体的な取り組みへの支援を通じて，子供たちがいじめを絶対に許さないことを自覚するように指導する。

（２）児童をいじめから守り通し，いじめの解決に向けた行動を促す

＜いじめられた子供を守る＞

・いじめられた子供からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め，いじめられた子供が安心して学校生活を送ることができるようにするため，いじめられた子供を組織的に守り通す取り組みを徹底する。

＜子供の取り組みを支える＞

・周囲の子供たちが，いじめについて知っていながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し，周囲の子供の発信を促すための子供たちによる主体的な取り組みを支援するとともに，勇気をもって教員等に伝えた子供を守り通す。

（３）教員の指導力の向上と組織的対応

＜学校一丸となって取り組む＞

・いじめに適切に対応できるようにするため，教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また，教員個人による対応に頼るだけでなく，学校全体による組織的な対応を行う。

＜社会総がかりで取り組む＞

・いじめが複雑化・多様化する中，学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため，保護者や地域，関係機関と連携し，社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む。

・生活指導主任会の月例報告及び認知時の報告を徹底し，主任会であがったケースを校内の生活夕会等で周知する。

・年６回の学校運営協議会において、「いじめ」に関する状況報告を入れ，委員からの指摘等を指導に生かす。

２ いじめ防止に関する学校の組織体制

（１）「学校いじめ対策委員会」の構成

校長，副校長，生活指導主任，養護教諭、特別支援教育コーディネーター，スクールカウンセラー

（２）「学校いじめ対策委員会」の開催

「学校いじめ対策委員会」を毎月１回設け，情報交換等を行う。いじめが起きた場合は，校長，副校長，生活指導主任，当該学年担当を中心に対応する。校長が必要と認めた場合は，関係教員等を加え対応に当たる。議事録を作成し，次年度の指導にも生かす。

（３）「学校いじめ対策委員会」の主な取り組み内容

	「いじめ対策委員会」の取組	その他，全職員での取組
１学期	【４月】年間計画提示 いじめ未然防止への取り組み内容検討，望ましい集団づくりのための取り組み内容検討 【５月】教育相談の内容検討 【６月】ふれあい月間 いじめに関する校内研修，いじめに関する授業実施，いじめ実態調査の実施（「いじめ発見のチェックシート」の活用） 【７月】１学期の取り組み反省と後期以降の取り組みの検討	【４月】学校のいじめ問題行動に対する方針の保護者への説明（保護者会時　校長） 【５月，６月，７月】ＳＣ，５年生全員面接 【毎週】スクールカウンセラー来校時に相談に挙がった児童の担任への情報提供
２学期	【10 月】人権週間の取り組み内容の検討 【11 月】ふれあい月間 いじめに関する校内研修，いじめに関する授業実施，いじめ実態調査の実施（「いじめ発見のチェックシート」の活用） 【12 月】２学期の取り組み反省と３学期以降の取り組みの検討	【９月】夏休み中の児童の様子について情報交換（職員会議） 【毎週】スクールカウンセラー来校時に相談に挙がった児童の担任への情報提供
３学期	【１月】教育相談の内容検討 【２月】ふれあい月間 いじめに関する校内研修，いじめに関する授業実施，いじめ実態調査の実施（「いじめ発見のチェックシート」の活用）	【１月】冬休み中の児童の様子について情報交換（職員会議） 「東村山市いのちとこころの教育週間」に関する取組

	【３月】１年間の取り組みの振り返りと学校いじめ防止基本方針の見直し	【毎週】スクールカウンセラー来校時に相談に挙がった児童の担任への情報提供
	・２週間に一度の生活指導夕会で児童についての情報交換 ・月１回の生活指導部会で情報交換 ・月１回の定期的かつ臨時校内委員会の活用 ・児童の振り返り（学級活動，適宜）	

（４）「学校サポートチーム」の構成（役職等）

東村山警察スクールサポーター，学校運営協議会委員

（５）「学校サポートチーム」の主な取り組み内容

東村山警察スクールサポーターや学校運営協議会委員から助言をいただく。

３ 4つの段階に応じた具体的な取り組み

（１）未然防止のための取り組み

・いじめに関する教職員研修の実施（年間３回）
・教職員，人権研修の実施（毎月）
・「東村山市いのちとこころの教育週間」の実施（2 月 1 日～7 日）
・「いじめに関する授業」（道徳，学級活動等）の実施
・道徳教育，人権教育の充実
・一人一人に居場所のある学級づくりにむけた学級活動の充実
　重点１「特別の教科　道徳」の実施　「考える道徳，議論する道徳」の授業実施
　　いじめの解決に向けて，主体的に行動しようとする態度の育成
　重点２　多磨全生園にかかわる学習の実施
　重点３　道徳授業地区公開講座での意見交換会の実施
・教室環境，授業のユニバーサルデザイン化
・いじめ撲滅に向けた児童会の取り組みへの支援，南台地域の連携
・「学校いじめ対策委員会」の設置
・「学校サポートチーム」の活用
・学校評価による検証と基本方針の見直し など
・南台小学校「ＳＮＳルール（chromebook 活用のルール）」の周知徹底

（２）早期発見のための取り組み

・出欠確認時の観察
・教員間による情報の共有（２週に１回の生活指導夕会）
・看護当番等による校内巡回等を通じた子供の観察
・「いじめ発見のチェックシート」を用いた子供の状況観察（ｱﾝｹｰﾄ年３回）
・「いじめ実態調査」の実施・分析・活用

・スクールカウンセラーによる面談の実施（5 年全員）
・定期的な担任等による二者面談の実施
・学校だよりや保護者会等の積極的な活用による，いじめ等に関する情報の早期把握
・保護者相談の実施
・児童館や学童クラブ等の連携による情報共有 など

（３）早期対応のための取り組み

【いじめ対応マニュアル(いじめを把握した時)】

いじめに発展する可能性のある事案の把握・いじめの把握

⇓

学年主任・生活指導主任に報告

⇓

校長・副校長に報告

⇓

教育委員会への第一報（副校長）

⇓

いじめ対策委員会の招集

校長 副校長 生活指導主任 いじめ対策委員　当該児童学年主任 当該児童学級担任
スクールカウンセラー　特別支援コーディネーター 養護教諭

⇓

全教員で情報共有　・事実の報告 ・対応方針の共通理解

⇓

当該児童への事実確認

1　被害児童への面談　　2　加害児童への面談(一人ずつ)

⇓

家庭との相談（被害児童）　・把握した事実の報告，対応方針説明

⇓

いじめ対策委員会で協議

・事実確認した内容を報告し，全体像を把握
・被害児童及び加害児童への対応協議
・学級指導の内容協議

⇓

全教員での共有　・経過の報告 ・対応策について共通理解

⇓

家庭との相談（被害児童）

・経過報告
・加害児童への指導内容説明
・学校と連携しての支援要請

家庭との相談（加害児童）

・事実の報告
・指導内容の説明

⇓

各学級での指導

⇓

家庭との相談（被害児童）

・経過報告

・学級指導の内容説明

・学校での児童の様子報告

⇓

全教員で今後のいじめ対応についての共通理解・経過観察

⇓

教育委員会への報告（副校長）

会議録の保存（保存年限５年）

（４）重大事態への対処

東村山市教育委員会への報告と連携を行うとともに，必要に応じて東村山警察署への相談や通報，児童相談所，その他関係機関等との連携を行う。

被害の児童に対しては，緊急避難措置等について検討・実施し，複数の教員による当該児童の保護や情報共有の徹底を図る。また，加害の児童やその保護者も含めた指導・支援を検討し，実施する。

４ 校内における研修体制

・いじめの未然防止に関する研修

・いじめの対応に関する研修

・教育相談体制に関する研修

・いじめ防止対策推進法，いじめ防止基本方針等の周知等に関する研修

５ 東村山市立南台小学校 学校いじめ防止基本方針の見直し

基本方針は定期的に見直しを行う。少なくとも年１回は見直しを行う